

健生食輸発1015第1号
令和7年10月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イタリア産ポルチーニのシペルメトリン及びペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のトリフロキシストロビン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年10月7日付け健生食輸発1007第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、イタリア産ポルチーニ及びペルー産未成熟えんどうのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ペルー産未成熟えんどうについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン

2. 別表第3への追加

- ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FILOTEI LORETO SNC」であるものに限る。)
- ・ペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のトリフロキシストロビン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANDEAN GROWERS GROUP S.A.C.」であるものに限る。)

3. 別表第3から削除

- ・ペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のトリフロキシストロビン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FAIR FRUIT PERU S A C」であるものに限る。)